

連結超過利子個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	()
-------------	---	---	-----	-----

連 結 超 過 利 子 個 別 帰 属 額 の 計 算					
当 期 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「8の計」)	1	円	連結法人の関連者支払利子等の額 (別表十七の二(二)付表一「10」)	3	円
関連者支払利子等の額の合計額 (別表十七の二(二)「1」)	2		当期損金算入額の個別帰属額 $(1) \times \frac{(3)}{(2)}$	4	
連 結 事 業 年 度	連結超過利子個別帰属額 (前期の(9)又は別表十七の二(三)付表二「19」)	調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の個別帰属額 (対象連結事業年度の(26))	当期損金算入額の個別帰属額 (4)	連結超過利子額に係る当期損金算入額の個別帰属額 (6) + (7)	連結超過利子個別帰属額の翌期繰越額 (5) - (8)
	5	6	7	8	9
・	円	円	円	円	
・					円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					
当 期 分 (13)					
連 結 超 過 利 子 当 期 発 生 額 に 係 る 個 別 帰 属 額 の 計 算					
損 金 不 算 入 額 (別表十七の二(二)「29」)	10	円	連結法人の関連者支払利子等の額 (別表十七の二(二)付表一「10」)	12	円
関連者支払利子等の額の合計額 (別表十七の二(二)「1」)	11		連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額 $(10) \times \frac{(12)}{(11)}$	13	
調 整 対 象 連 結 超 過 利 子 額 に 係 る 当 期 損 金 算 入 額 の 計 算					
対 象 連 結 事 業 年 度			14	・	・
対象連結事業年度に係る連結超過利子額 (対象連結事業年度の別表十七の二(二)「29」)	15	円	対象連結事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額 (対象連結事業年度の別表十七の二(二)「1」)	16	円
特 定 子 法 人 の 名 称	17				
本 店 事 務 所 の 所 在 地 又 は 主 たる 所 在 地	国 名 又 は 地 域 名	18			
	所 在 地	19			
特 定 子 法 人 事 業 年 度	20	・	・	・	・
(20)の期間のうち連結法人の対象連結事業年度終了の日後の期間を除いた期間	21	・	・	・	・
(16)のうち特定子法人に対して(21)の期間に支払われたもの	22	円	円	円	円
調 整 対 象 連 結 超 過 利 子 額 $(15) \times \frac{(22)}{(16)}$	23				
特定子法人事業年度に係る個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」又は別表十七(三)の二「22」)	24				
(23)と(24)のうち少ない金額	25				
合			計	26	
			(25)欄の合計		

別表十七の二(三)付表一 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

別表十七の二（三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が措置法第68条の89の3（連結超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「連結超過利子個別帰属額の計算」及び「連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄は、各連結法人が措置法第68条の89の3第7項に規定する連結超過利子個別帰属額の計算をする場合に記載します。
- 3 「調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の計算」の各欄は、連結親法人が措置法第68条の89の3第2項の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「対象連結事業年度14」は、当該連結法人の措置法令第39条の113の3第2項（連結超過利子額の損金算入）に規定する対象連結事業年度を記載します。